平成２９年（フ）第３７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番19号　マンション寿宏101号
債務者　加島　良雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５３号
奈良県葛城市八川92番地１　明和ハイツ201号
債務者　黒川　浩司
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
奈良県磯城郡田原本町三笠127－７　ＤＥＡＲ　ＣＯＵＲＴ　Ｅ202、住民票上の住所京都府八幡市美濃山幸水８番地４
債務者　槇山工務店こと　槇山　和憲
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５号
奈良県大和高田市礒野町３番21号、前住所奈良県大和高田市田井新町１番27号
債務者　西井　英就
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第６号
奈良県大和高田市礒野町３番21号、前住所奈良県大和高田市田井新町１番27号
債務者　西井　博子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
徳島県徳島市名東町２丁目593番地の３　グランヴェール名東202
債務者　木藤　律子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
熊本市南区川尻４丁目11番12号
債務者　松岡　洋祐
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
熊本市西区八島２丁目６番10号
債務者　木村　瑞恵
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目２番６－３号
市営住宅
債務者　窪田　　實
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１７号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目２番６－３号
市営住宅
債務者　窪田智惠子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県伊丹市北本町１丁目146番地、前住所兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目４番12―206号
債務者　柳原　哲男
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
兵庫県西宮市森下町９番23―601号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―2118号
債務者　田中　延子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０号
佐賀県鳥栖市平田町3097番地
債務者　髙田　正幸
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
佐賀県鳥栖市平田町3097番地
債務者　髙田　　陵
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２２号
神戸市灘区篠原中町５丁目７番29号　エトワール篠原101
債務者　則宗　美希
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４１号
神戸市北区谷上東町10番11号、従前の住所神戸市北区幸陽町３丁目19番地の11
債務者　村田　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２号
神戸市中央区古湊通１丁目２番25―512号、従前の住所神戸市中央区中山手通１丁目28番７号
債務者　堀　　拓
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部